

|                |                           |
|----------------|---------------------------|
| <h1>高知県公報</h1> | 発行                        |
|                | 高知県<br>高知市丸ノ内<br>一丁目2番20号 |
|                | 発行日<br>毎週2回<br>(火曜日・金曜日)  |

目次

|   |                    |
|---|--------------------|
| 規 則   | ページ                |
| ◎高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例<br>施行規則の一部を改正する規則 | (3・31揭示) 1         |
| 告 示   |                    |
| ◎高知県立人権啓発センターに係る使用<br>料の徴収事務の委託             | (人 権 課) 2          |
| ○保安林の指定予定の通知                                | (治山林道課) 2          |
| ○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)                           | (水産政策課) 2          |
| ○公共測量の終了の通知(2件)                             | (用地対策課) 2          |
| ○道路の区域変更                                    | (道 路 課) 2          |
| 公 告   |                    |
| ○河川整備基本方針の策定(2件)                            | (河 川 課) 2          |
| 落札公告  |                    |
| ○落札者等の公告                                    | (土木政策課) 2          |
| ○〃  | (公営企業局<br>県立病院課) 3 |

規 則

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第30号の2

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和51年高知県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表映写設備の項中

「

|         |   |    |        |          |
|---------|---|----|--------|----------|
| スライド映写機 | 共 | 1台 | 1,350円 | 750Wクセノン |
|---------|---|----|--------|----------|

」

を

「

|           |   |    |        |          |
|-----------|---|----|--------|----------|
| スライド映写機   | 共 | 1台 | 1,350円 | 750Wクセノン |
| 液晶プロジェクター | 小 | 1台 | 3,250円 |          |

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第343号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

| 所在地           | 名称                | 委託期間                    |
|---------------|-------------------|-------------------------|
| 高知市本町四丁目1番37号 | 公益財団法人高知県人権啓発センター | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで |

高知県告示第344号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
安芸市別役字高サデ327のイの3（次の図に示す部分に限る。）
  - 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第345号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成29年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧大方町漁業協同組合の地区  
小型かつお漁業

高知県告示第346号

国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長から平成28年11月高知県告示第620号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成29年3月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第347号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から平成29年1月高知県告示第2号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成29年3月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年4月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知南環状
- 道路の区域

| 区 間   | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|---|--------|-----------------|---------------|
| 高知市春野町弘岡下<br>字北代3876番1から<br>高知市春野町弘岡下<br>字北代3861番まで | 前      | 9.8<br>}        | 51            |
|   | 後      | 10.3<br>}       | 51            |

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により二級河川国分川水系について河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表する。

平成29年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を高知県土木部河川課並びに高知県高知土木事務所及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により二級河川鏡川水系について河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表する。

平成29年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を高知県土木部河川課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成29年度高知県土木行政総合情報システム運用保守委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県土木部土木政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年3月31日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 随意契約に係る契約金額  
39,906,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年4月14日

高知県公営企業局長 井奥 和男

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
高知県立幡多けんみん病院で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年2月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社F-Power 東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額  
89,363,307円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成28年12月28日